

工 事 特 別 仕 様 書

- 1 工 事 名 令和8年度 町単独ため池廃止事業 8-4工区
- 2 工事場所 大島郡和泊町国頭地内
- 3 工 期 95日間

第 1 章 総則

令和8年度 町単独ため池廃止事業 8-4工区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事内容

1 目的

この工事は、令和8年度 町単独ため池廃止事業 8-4工区の事業計画の一環として、ため池等の改修を行うものである。

2 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

主要工事内訳

工 種	規 格	数 量	備 考
土木工	逢久池	1 式	
金属処分		3400 kg	
合成ゴムシート撤去	1.5mm	2087 m ²	
土砂撤去	底面部の現場内土砂移動	170 m ³	
取水施設撤去	取水施設取壊し	11.6 ton	
土砂埋戻	取水施設取壊し後埋戻	22 m ³	

3 工事数量

本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。

受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

4 「週休2日」による施工

- (1) 本工事は、「週休2日」施工工事とする。
4週8休に満たない場合、監督職員に報告を行うこと。

5 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象である。
- (2) 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の施行について(令和3年6月1日付け農地保全課長通知)」に基づき行うものとする。
- (3) 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の施行について(令和3年6月1日付け農地保全課長通知)」については、鹿児島県ホームページから取得できる。

第 3 章 現場条件

1 関係機関との連絡調整

和泊町耕地課、国頭字区長などをはじめ、関係機関と連絡を密にし円滑な工事実施に努めること。

3 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、町道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

(3) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

(4) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。

(5) 環境への配慮

生コン車によるコンクリートの現場搬入を行った場合、生コン車の洗車水は現場で垂れ流すことなく生コン工場まで持ち帰り適切な処理をしなければならない。

(6) 既存の建造物

工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。

4 建設副産物

(1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。

1) マニフェスト情報を収録した磁気媒体(CSV形式)による確認

2) 受渡確認票による確認

(2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票(写し)とする。

また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。

但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。

(3) 「建設副産物の適性処理及び利用促進」(別紙—1)を参照すること。

- 第 4 章 仮設
- 1 工事用道路(維持管理)
- 近隣の県道、町道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。
- また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。
- なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。
- 2 建設発生土の一時仮置場
- 建設発生土の一時仮置場は、場所等を監督職員と打合せの上、降雨や暴風雨等により、災害の発生がないよう十分管理しなければならない。
- 第 5 章 工事用地等
- 1 発注者が確保している用地
- 発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、平面図及び丈量図のとおりである。詳細については監督職員の指示に従うこと。
- 2 工事用地等の使用及び返還
- 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員の立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。
- また、工事施工上必要な用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者の裁量による工事用地等
- 発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。
- なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。
- 第 6 章 工事用電力
- この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 7 章 施工

1 . 一般事項

(1) 工事着手

耕作地を使用する場合には、地権者、耕作者に了承を得た後に行うこと。

(2) 水準点及び基準点

この工事の水準点及び基準点は、事前に監督職員と協議する。

(3) この工事の事業計画全体(営農防災計画を含む)について、監督職員と打合せを行い、営農に支障のない施設整備に努めなければならない。

(4) 施工に先立ち、地区界、基準杭等を現地で監督職員の立会のもとに確認しなければならない。

また、これらの杭は工事施工中にあっても移動しないように留意しなければならない。

ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合せのうえ引照杭等を設け終了後復元するものとする。

2 . ネットフェンス

- 1) 既存のネットフェンスは撤去後、下記の場所に搬出すること。ただし、基礎については今回の工事で撤去を行わない。

・搬出場所: 光輪株式会社

3 . 合成ゴムシート

合成シート等の施工については、下記のとおり施工するものとする。

(1) 合成ゴムシートの撤去は底面部及び道側法面のみとする。

(2) シートは撤去後、下記の場所に搬出すること。

・搬出場所: 光輪株式会社

4 . 取水施設撤去

取水施設撤去の施工については、下記のとおり施工するものとする。

(1) 取水施設は撤去後、下記の場所に搬出すること。

(2) 取水施設は撤去後、下記の場所に搬出すること。

・搬出場所: ECO株式会社(取水施設)

・搬出場所: 光輪株式会社(取水管)

第 8 章 施工管理

1 . 施工管理の基準

(1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。

(2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。

(3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。ただし、社内規格値については、施工管理基準の管理基準値を満たす値とする。

第 9 章 土砂流出防止対策

1 調査

施工計画書を作成するのに先立ち実施するものとする。

現場内を把握するため設計図書を持参し、工事対象区域内の湧水箇所、排水状況、土地利用状況、農地保全施設、土砂流出防止施設、動植物の生態系、気象及び被害状況等を調査し土砂流出防止対策を検討するものとする。

また、取り付け道路、施工区域外部の排水路の流末処理状況、緊急時に影響が及ぶ可能性のある一帯の民家等重要な諸施設の調査を行い、土砂流出防止対策工法を検討する。

2 施工計画書の作成

正確、安全な計画を立てることはもとより、現地調査等により検討した土砂流出防止対策工法(発生源対策、流出防止対策、自然環境保護対策等)を加味した施工計画書を速やかに作成し、提出しなければならない。

3 土砂流出パトロール

降雨時には現場内の法崩れ、その他河川(海)への流出の恐れのある箇所などを事前にパトロールし、危険箇所や流出があった場合、応急的な措置をとると共に、その結果を監督職員に報告し日誌に管理するものとする。

4 その他

上記事項に留意し、地区内からの土砂流出は完全に防ぐ心構えで工事施工すること。

第 10 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1 第2章の2、3の工事概要及び工事数量に変更があった場合

2 転石や岩盤等の出現

3 地下水位が高い場合、あるいは湧水がある場合

4 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現

5 排出ガス区分

6 ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9t吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9t吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。

- 第 11 章 安全管理
- 1 . 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
- (1) 労働基準法
 - (2) 労働安全衛生法
 - (3) 労働安全衛生規則
 - (4) 火薬類取締法
 - (5) 騒音規制法
 - (6) 振動規制法
 - (7) 水質汚濁防止法
 - (8) 土木工事等施工技術安全指針
- 2 . 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
- 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。
- 4 . 交通誘導員の配置
- (1) 本工事は、交通誘導員の配置を予定していない。但し、地元警察からの指導等により発注者が必要と判断した場合は、設計変更の対象とする。
- 5 . 工事施工のための安全対策は、(別紙—2)による。
- 第 12 章 定めなき事項
- この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。
- 第 13 章 その他
- 1 . 前払金及び部分払い、中間前払
- 前払金は、40%以内で支払うことができる。
また、部分払いは40%以内で支払うことができる。
- 前払金及び部分払い、中間前払に必要な請求書等の書類は、工事打合せ簿とともに監督職員へ提出するものとする。

2 . 検査

- (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
- (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
- (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
- (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 中間検査は、原則として概ね進捗50%時点又は、不可視部分の施工が終了した時点を目途に行うので、時期及び検査内容について監督職員と協議すること。

3 . 提出書類

- (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進捗見込みを当月末日までに報告するものとする。
- (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。
- (3) 必要に応じて工事着手までに、該当する市町村の土砂流出防止対策要綱に基づき定められた様式により「工事着手届出」を提出する。
- (4) 出来高数量等は、契約工期期限の概ね1ヶ月前までに提出する。

4 . 施工体制等点検

- (1) 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。

また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- (2) 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために建設工事の一部または、以下の1)から4)の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事または業務の着手前までに)提出すること。

また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について作成し提出すること。

- 1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- 2) 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- 3) 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務
- 4) その他監督職員が記載を指示した業務等

- (3) 点検対象工事

- 1) 下請契約がある場合

請負代金額	下請契約の総額が4,500万円以上	下請契約の総額が4,500万円未満
4,000万円以上	・様式－1 「施工体制点検票(事前確認)」 …特定建設業許可保有の確認 ・様式－2 「施工体制点検票(現場確認)」 …配置技術者の専任・兼任の要件確認 ・様式－3 「一括下請負に関する点検票(元請実質関与)」 ・様式－3－1、－2 ・様式－4 「一括下請負に関する点検票(下請負人用)」	・様式－1 「施工体制点検票(事前確認)」 ・様式－2 「施工体制点検票(現場確認)」 …配置技術者の専任・兼任の要件確認 ・様式－3 「一括下請負に関する点検票(元請実質関与)」 ・様式－4 「一括下請負に関する点検票(下請負人用)」
4,000万円未満	—	・様式－1 「施工体制点検票(事前確認)」

2) 下請契約がない場合

請負代金額	
4,000万円 以上	・様式－2 「施工体制点検票(現場確認)」 …配置技術者の専任・兼任の要件確認
4,000万円 未満	点検対象外

5 現場代理人の兼任

(1) 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- 1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額の合計が8,000万円未満であること。
※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が8,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。(現場代理人の負担軽減措置)
その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。
- 2) 発注者又は監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- 3) 兼任する工事は、同一市町村内又は工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- 4) 発注者又は監督職員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- 5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- 6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

(2) 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書(別紙－3)を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任(変更)通知書により発注者に通知すること。

また、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

6 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

- 7 . 構造物等の充分確認
施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。
なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。
- 8 . 取得補償木の取扱いについて
- 9 . 架空線の防護措置
架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合には、監督職員と協議し契約変更の対象とする。
- 10 . 施工計画書作成の留意点
施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。
- 11 . 斜面崩壊による労働災害の防止対策について
本工事は、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン(平成27年7月策定 厚生労働省)」
<http://kagoshima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/var/rev0/0109/9511/2015911131020.pdf>
の趣旨等を踏まえ、該当する施工箇所については、統括安全衛生管理体制の確立及び適切な統括安全衛生管理の実施及び作業主任者の選任等を実施すること。
- 12 . 個人情報の取り扱い
個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項(別紙-4)を遵守しなければならない。
- 13 . 1日未満で完了する作業の積算
(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。
(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
(5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
(6) 1日未満積算基準「3判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第〇章第〇の箇所とする。
- 14 . 快適トイレの試行
本工事は、建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。
快適トイレを設置する場合は、『建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。
なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。

- 15 . 共通仮設比率分の適切な設計変更について
- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更することができる。
運搬費:建設機械の運搬費
準備費:伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。
- (3) 受注者は、(2)より発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費にかかる費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終積算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費(率分)の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料の虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
- 16 . 法定外の労災保険の付保
本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 1 条 総則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の施行を受け、公共工事再資源の活用が求められることから、「鹿児島県農業農村整備事業における再資源活用に関する実施要領」及びその運用などに基づき、本工事にあたっては、以下の各条項に示す事項を厳守すること。

第 2 条 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

また、その実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。

第 3 条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等(建設リサイクル法対象工事の場合)

500万円以上の建設工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。

また、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
工程毎の作業内容・解体法	①仮設 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 () ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
ネットフェンス等	光輪	大島郡和泊町玉城	L=10.0km以下
コンクリート	(株)eco	大島郡和泊町手々知名	L=8.0km以下

※上記の施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

3 受入時間 8時30分 ～ 17時00分

再資源化施設の営業時間による。

4 その他(仮置き等必要条件)

施工計画書において監督職員との協議のうえ、承認を得るものとする。

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全塔、各種標識、掲揚塔、保安塔、回転灯

2 安全施設

(1) 工事現場の囲い、手すり、地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護策等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー、保安燈の電池、赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全に必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張り員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号燈、発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 受注者は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による工事の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行なわなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 受注者は、この工事に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

- 第3 受注者は、この契約による工事を行うために個人情報を保有するときは、その工事の目的を明確にするとともに、工事の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。
- 2 受注者は、この契約による工事を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、工事の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

- 第4 受注者は、この契約による工事に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による工事に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この工事による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請工事の禁止)

- 第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う工事を第三者に請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

- 第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、工事完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

- 第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実地調査)

- 第10 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

- 第11 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。